



2026年2月12日

各 位

会 社 名 S & J 株式会社  
代 表 者 名 代表取締役社長 三輪信雄  
(コード：5599 東証グロース市場)  
問 合 せ 先 取締役管理部長 経田洋平  
(TEL.03-6205-8500)

## 従業員等に対する譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社の執行役員および従業員を対象とする譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入を決議いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 本制度の導入目的

当社は、中長期的な企業価値の向上を図るため、当社の執行役員および従業員（以下「従業員等」といいます。）に対し、当社の持続的な成長へのインセンティブを与えると同時に、株主の皆さまとの一層の価値共有を進めることを目的として、当社の従業員等を対象とした譲渡制限付株式報酬制度を導入することといたしました。

#### 2. 本制度の概要

本制度は、当社の執行役員および従業員のうち一部の者（以下「対象従業員等」といいます。）に対し、譲渡制限付株式を割り当てるために当社の取締役会決議に基づき、金銭債権を支給し、当該金銭債権の全部を現物出資財産として当社に現物出資させることで、対象従業員等に当社の普通株式を発行又は処分し、これを保有させるものです。

本制度に基づき対象従業員等に対して発行又は処分される普通株式の1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引受ける対象従業員等に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。

また、本制度による当社の普通株式（以下「本株式」といいます。）の発行又は処分に当たっては、当社と対象従業員等との間において、①一定期間（以下「譲渡制限期間」といいます。）、本株式に係る第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には当社が本株式を無償取得することなどをその内容に含む譲渡制限付株式割当契約が締結されることを条件といたします。本株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象従業員等が岡三証券株式会社に開設する専用口座で管理される予定です。

なお、本制度に基づき今般発行又は処分する普通株式の総数として合理的に見込まれた金銭債権の総額は約15百万円程度を想定しておりますが、対象従業員等への具体的な支給時期および配分その他の譲渡制限付株式の具体的な内容については、今後取締役会において決定いたします。

以上